

めをよく使います、外征食です。しかも日本の場合には、日本の自衛隊というか、日本人は米食です。したがって、よそへ行って行動を起こす場合に、めしはん詰めというものは、これは非常に有効である。それからまた、よその地域では水と油のものが得られない場合も非常に多いわけですね。それで私、勘ぐりかも知れませんが、どうもこれはめしはん詰めというものは外征食じゃないかという感じがするのです。その点については、そらだとはおっしゃらないと思えますけれども、しかし、総合的にいままでの経過をずっとたどってみると、外征食としては最適であるが、専守防衛、本土における自衛隊の行動の非常食としては不適当であるという、これは私の意見を申し上げて恐縮なんですけれども、そういう感じを受けるのですけれども、万が一にもそういうことはないでございませうね。これは長官にひとつお伺いします。

○国務大臣(増原憲吉君) これも防衛庁の本質、たてまえ、いままではいろいろと御質問をいただき、検討をいただいた上で、防衛庁がいわゆる外征をするとか、海外に出かけていくんというところは決してございせん。この非常食の問題については、もういろいろ考慮の結果やうたというところは毛頭ございせん。

○水口宏三君 それでは、これで非常食の問題は打ち切りますけれども、以上申し上げたように、どうも詰めていくと、外征食じゃないかというふうな疑いを受けるようなものを、また不経済なものを、また、不必要であるように考えられるものを、幾らも弱点があるわけではございせんから、この点はぜひひとつ防衛庁として十分御検討になって、非常食というものの必要な状況を具体的に想定なされ、さつき申し上げた積算基礎も明確にしたい。これは会計検査院も十分その点は審査なさるでしやうし、また、大蔵省もそういう査定はなさるでしやうから、そういう意味で十分ひとつ、これは一例でございせんが、非

常食について特に申し上げておきたいと思いません。そこで、いま長官は絶対に外征などをすることはないという言明をなさったわけなんですけれども、これも国会論議を通じて、海外派兵の問題がしばしば非常に問題になっておりました。最近、私が直接質問した中では、これは江藤防衛庁長官のときに、日本は憲法上海外派兵はできませんということを明言なさっておられるわけではございせんけれども、これは増原防衛庁長官も海外派兵ができないというところは、憲法上できないのだというふうにお考えになつておられると考えてよろしくございませうか。

海外派兵というのは、いままでも私どもが申し上げておきますのは、客観的に確立された定義というふうにはなかなかあっておらんかと思えますけれども、武力行使の目的をもって武装した部隊を海外領域に派遣するということであると思えます。これは陸海空とも武装した部隊を海外領域に派遣する、武力行使の目的をもって武装した部隊を海外領域に派遣するということであると思えます。

○水口宏三君 そこで、ちょっと問題があるのは、海外領域というのはどういふことなんです。他国の領海、領空、領土ということではございせんか、それとも公海、公空も含むのですか。

○国務大臣(増原憲吉君) 仰せのとおり、他国の領空、領海、領域ということではございせん。○水口宏三君 それでは、公海上で海上自衛隊が武力行動をとること、あるいは公海上から航空自衛隊がミサイルを発射すること、これは含まれないわけですか。

○国務大臣(増原憲吉君) 何といひますか、公海上の領空にあらざるどころから外国に向かつて、たとえばミサイルを発射する、そういうことは、そういう意味でこの公海、その上空に行くことというところは、ちょっとそういうことは、海外派兵といういふことを私どもは入らなせんが、そういうことをいふたてまえの中に入らなせんというふうには考へます。

○国務大臣(増原憲吉君) その点はひとつ法制局長官にお答えをしてもらいたいと思えます。

○説明員(吉岡一郎君) 先ほどの水口委員の御質問の中で、公海からミサイルを発射することはどうかと、海外派兵になるかという御質問の御質問だったと思えますが、公海から発射した部隊にしても、あるいはこれを日本の領域から発射するにいたしましたら、その行為自体が、憲法第九條が許容しております自衛行動の範囲内になるかどうかというところで検討しなければならぬと思えます。したがって、その点は前々から申し上げておると思えますけれども、そのミサイルの性能いかんではございせんか、そのミサイルが発射されたときの状況とかというのによつて判断しなければならぬと思えます。いずれにいたしましても、ミサイルを発射する行為自体が、自衛行動の範囲内として観念せられるかどうかというところによつて判断すべきものだと思います。

○水口宏三君 いや、そこで自衛行動というものをある程度明確にしたいので何っているわけなんですけれども、それじゃ事例を出しますと、これは明治の例の日露戦争による日本海海戦、これは私も子供のときには非常によく聞かされたもので、これはまさにバルチック艦隊がずつと曳行してウラジオストクに入らうとした途中に、これを日本の連合艦隊が迎撃をして全滅をさせた。これはまさに公海上における戦術行為でございせんか。こういう場合はどういふんですか。これは海外派兵と言えらるでございせんか。

○説明員(吉岡一郎君) 戦前の、たとえば日露戦争のころにおきます日本の国権の作用として説明をいたしましたような状況と、最近の憲法第九條の説明として自衛という観念を用いておられます現在の観念、特に国民一般にございせんか法意識に基づいて自衛行動を説明いたします場合は、全く状況が違ひますので、一がいには申せませんが、あの当時の状況を考へてみますと、ロジェ・ストヴェンスキー中将の率いるバルチック艦隊は、いわばリバウの軍港から回航いたしました、

ウラジオに入るといふ目的で来たものだと思いま
す。ウラジオから先にまたどういふ行動に出る
か、その当時いろいろの憶測があったと思います
けれども、少なくともあんな状況を考えてみま
すに、これをわが国に対する急迫不正の侵害が現
に発生したといつて自衛行動に移るといふには、
まだその段階に達してはなかつたと言ふべきで
ないかと思ひます。また、その当時の軍事的な状
況を私も知悉いたしておりません。まさに子供の
ころ聞いたような話をもとにして判断いたします
ので、その状況判断は的確を欠くかと思ひます
けれども、まだ日本に現実には侵略があつたとい
う状況では少なくともなかつた。したがつて、現
在の憲法において考えられるような自衛行動に移
るような状況ではなかつたといふことであらうと
思ひます。

○水口宏三君 それは非常に微妙な問題であつ
て、そのときの状況判断をする、これは最高の状
況判断はむしろ指揮官である——指揮官と申しま
すか、総理大臣が行なうべきでございませう
ね。だけれども、一々総理大臣に相談してはた
んじゃ間に合わないような状況もあり得るし、当然
これは幕僚長が判断する場合もございませう
。そういうようなものを含めて公海上の、私は
特にこれは海上自衛隊の問題になると思ひんで
ございませう。公海上における行動というのに、
自衛のための行動、つまり憲法の許容する行動と
いふものの境界といふものは何らか基準がない
んですか。防衛庁はお考えになつていないんで
すか。

〔理事事務政務局長、鶴岡哲夫君着席〕
○説明員(久保卓也君) 自衛の中でも必要最小限
度の自衛が、憲法で許された自衛行動であるとい
うふうには言われておりますけれども、具体的な基
準といふのはなかなかむずかしいのでありまし
て、私ども十分には持っておりませんが、おそら
くその時点その時点においてデリケートな問題に
ついては、政府部内で協議されるであらう。と申し
ますのは、突発的なことは格別といたしまして、

全般的な部隊の行動といふものはわれわれの情報
あるいは予告、日米安保体制のもとにおいてはそ
ういつた行動といふものが予見できると思いま
す。

○水口宏三君 だから陸上自衛隊の場合ならこれ
ははっきりしておりますね。海上自衛隊の場合
も、お話のように何か状況が起きたら、それを国
会の中で審議してもらつて内閣総理大臣が判断し
てなんと言つていらっしゃるには、これはもうとつ
くにそういう状況は変わつちやうわけなんです、実
際の戦闘状況のもとにあつては。そうすれば、あ
らかじめ、もし憲法上禁止されている海外派兵と
いふこと、現地の司令官とそがいい迷惑——迷惑と
ければ、現地の司令官とそがいい迷惑——迷惑と
ころじゃなくして行動がとれないですね。そういう
ことが何でいまままで防衛庁内部で議論されなかつ
たのか。

○説明員(久保卓也君) 戦争といふものが起こり
得る態様といふのは千変万化であります。しかも
どういふ事態が起こるかといふことは——具体的
な事実といふことはなかなか予想しにくいわけ
であります。たとへば通常の刑法犯において、それ
が過剰防衛であるかどうかでも、どういつた基準
があるかといふことはなかなかむずかしいので、
そういうことも判例の積み重ねといふことで、
国内法の場合には一応のめどといふものが立ちま
するけれども、国際関係で、しかも他国と違いま
してわが国独自の憲法といふものを持つています
以上は、なかなかそういう基準といふものはむ
ずかしいから。したがつて、おおよそそのこと
はわれわれも見当がつきますけれども、ポ
ーライオンになりますとなかなかわからな
い。どういつた問題は、あるいは具体例を想定しま
して政府部内で研究すべき問題であるかと思いま
す。

○水口宏三君 どうも、もう自衛隊ができて十数
年になるのに、これから研究するといふのは、
私どもも非常に危険だと思ひんでありますけれど
も、たとへば航空自衛隊の場合ですね。これは、

かつて高辻法制局長官ですか、座して死を待つよ
うな状況の場合には、相手のミサイル基地をた
たかすことも、これは自衛行動の範囲である。航空自
衛隊の場合には、まさにその境界までは憲法上許
容される行動として国会ではっきり答弁したわけ
ですね。そういう意味で、どうしても私は、憲法
上の問題としてどこまでが許容できるかといふこ
とは、いまだに研究課題であつて、片方ではど
ん自衛隊が強化されていくといふことは、これは
もともと本末転倒ではないか、これは当然、法制局と
しても、憲法上の問題である以上、憲法上の境界
といふものは明確になさる必要があるんじゃない
か。

〔委員長代理鶴岡哲夫君退席、委員長着席〕
○説明員(古國一郎君) 憲法第九条が許容して
おります自衛行動の範囲といふものは、抽象的に
も十数年來、国会で何べんもお答えをいたして
おりますが、その具体的適用が個別の場合にどう
であるかといふことを、あらかじめ確定しておけ
ない御趣旨かと思ひますが、事はいろいろ広範
にわたりますので、この抽象的な範囲をもつて憲
法論としてはやむを得ないと思ひなければなら
ないと思ひます。特に自衛隊の行動につきましては、
自衛隊がいきなり自衛行動をとるわけではござ
いませんで、必ず自衛隊法の定めるところにより
して一定の要件のもとに防衛出動待機命令なり、
あるいは防衛出動命令が出るわけではござい
ません。その出動につきましては、国会においても御審議
を願うという手段が用意されておるわけでは
ございませんで、その場合に、さらにそういう出動がな
された後において、具体的な自衛のための処置
をとるわけではございませんで、その場合につきま
してはおのづからございませんで、特定の武力
集団がどの辺に近づいてどういふ状況で判
定されると思ひます。それに際して部隊として
行動が十分にとれるものと思ひますので、いま
段階におきましては、やはり憲法論としては抽象
的な原理、基準をもつて十分足りるものではない
かと私どもは考へております。

○水口宏三君 いや私は、憲法論としても、いま
まで出てきていることばといふのは、専守防衛で
あるとか、不正な侵略が起きた場合、これに対応
するのだといふ程度のことですね。ところが、憲
法といふのは、もつとどういふ意味では、この問
題に関しては第九条はかなり厳密な規定をしてい
るわけですね。それではさつき伺つた、防衛庁長官は
憲法上の問題である。したがつて、武力行使を目
的にした武装した部隊を海外領域に派遣すること
を海外派兵と言ふと、ただし公海上の行動につ
いてはあいまいなわけですね。特に公海上の行動で
はいまいなのは海上自衛隊と航空自衛隊。さつき
私はバルチック艦隊の例を申し上げたんですが、
その艦隊なりその航空部隊がはたして直接日本を
攻撃目的として来たのかどうかかわからなくても、
公海上でそれを迎撃するの、あるいは日本の領
海へ入つたときに、日本の領空へ入つたときに、
これを迎撃するの、これは、つまり私は原則的
な問題だと思ひます。そういう点についてはいかが
ですか。

○説明員(久保卓也君) バルチック艦隊の場合
に、ある地点から他の地点に移動する、その後の
行動が明確でないといふ場合に自衛の範囲にはな
らない。そういう前提のもとには、そう言ひ得よ
うと思ひますが、われわれのほうの防衛構想上
提といつたしておりますのは、公海上でありまし
ても、その艦隊なら艦隊が日本を目ざして、日本の
侵略のために行動を起こしているといふことが、
四圍の状況で明白であるといふ場合には、領海に
入らなくても、公海におきましても攻撃を加える
であらう。それは自衛の範囲に入る、こういう考
え方でありませう。

○水口宏三君 どうもバルチック艦隊ばかり例に
出して恐縮でございませうけれども、バルチック艦
隊が単なる移動であるんといふのは、久保さん
らしくない御答弁だと思ひんで、あのときには、
アジア地域において当時の帝政ロシアは全く艦
隊を失つてしまつた。同時に、もう使えなくな
つた。日本を攻撃するためにバルチック艦隊が来

たのは、これは明らかではありません。長途の航路であつたら、一応ウラジオストクへ行つて補給しようというだけのことであつて、これは日本攻撃のために来たという事は明瞭でございます。じゃ、バルチック艦隊を迎撃することも、いまのお話からいへば、当然、自衛行動に入るんじゃないですか。

○説明員(久保卓世君) ウラジオオに入つた後、日本を攻撃するであろうということが明白な場合に、それが自衛の範囲に入るか入らないか、まさにデリケートな問題でありまして、法制局にお伺いしなければいけないわけですが、私どもが想定をしております事象は、公海の上であつても、日本を目ざして進んで来ておる、そういう事象から防衛構想が実は始まつておる。したがつて、バルチック艦隊のような事例はわれわれの防衛構想の中では出ておりません。しかし、現実に入りつた事象があつた場合に、つまりウラジオオに入る——まあウラジオオと申してはよくないわけでありまして、特定の港に入つてそれからわが国を攻撃するであろうということが予想される場合に、途中を要して攻撃することが自衛の範囲であるかどうか非常にむずかしい問題であらうと思ひます。

○水口宏三君 要するに、この点については、今後、研究課題であるということですか。これはしかし私は、憲法上の問題である以上、これがいつまでも研究の課題として国民に不明のまま自衛隊が強化されるということは、非常に大きな矛盾だと思ひます。早急にこれは研究して、研究結果を法制局とも御相談になり、国会で明確に御答弁がございませうか、どのくらいの時日を要しますか。

○国務大臣(増原憲吉君) 一週間くらいで協議をしてお答えできるようにいたします。
○水口宏三君 一週間でこの重大なことが決定できれば非常にわれわれ好都合でございますから、次の機会に御質問させていただきます。

それでは次に、国連憲章第五十一条の個別的並びに集団的自衛権のことでございませうけれども、このうちの集団的自衛権というのはどういう意味合いのものか、これを法制局長官にぜひ御見解を伺つておきたいと思ひます。

○説明員(吉國一郎君) 御承知のように、この国連憲章第五十一条の個別的及び集団的の固有の自衛の権利と申しますことは、第二次大戦前には、集団的自衛権という概念は、国際法上あまり明確にとらえられておりませんが、いわば戦後の戦後と申しますが、戦時中、戦争中からの集団安全保障体制という形を頭に入れまして、国際連合憲章で集団的ということばが、言わばつけ加えられて、従来の自衛権の概念に付加されたということが學者の通説になっております。自衛権と申しますのは、もちろん国際法上、昔から唱えられておる一つの概念でございます。自国なり自国民に対する急迫不正の侵害があつた場合、これを防衛するといふ、端的に申せば、そういうことであらうと思ひますが、いまは個別的自衛の権利といふことで説明されておりますが、旧来の自衛権は、まさに自国が攻められた場合、これに対応して武力を行使するということに限られておつたわけでございます。その後つけ加えられた集団的といふ形容詞によつて、含まれることになりました。いわば集団的自衛権といふものは、Aという国とBという国が非常に緊密な関係がある。どの程度、緊密な関係かはいろいろ国際法上、議論があると思ひますが、Bという国にとつて、Aという国の存立が危うくなるということが、自分の国の存立が危うくなるにひとしいと思ひますか、非常に利害關係として強い關心を持つておるといふ場合に、Aという国が攻められた場合に、Bという国がこれを援助して、兵力を行使するといふことを集団的自衛といふことで説明しております。この集団的自衛といふ概念は、ことばとしては戦後できたものでございませうけれども、一九二〇年代から集団的安全保障という概念

は、ある程度地域的に認められた概念であると思ひます。
○水口宏三君 どうも専門家に對してごういこうとを申し上げるのは失礼かも知れませんが、私も、集団的自衛権と集団的安全保障体制といふものは、これは異なると思ひます。むしろ本来の集団的安全保障体制と国連憲章であり、国連である、たまたま五十一条が特別に異物的に入れられたから論議が紛糾するのであつて、むしろこの五十一条の集団的自衛権については、憲法調査会の中でも相当論議しておることは、私から申し上げるまでもないと思ひますけれども、この中でも、いま長官のおっしゃつたような見解もあり、あるいは特定国が侵略を侵した場合に、むしろ懲罰的な意味でやるのだといふこともございしますが、むしろおほかたの意見としては、むしろこれは、正当防衛の自然権のうちの一つとしてこれを認めるという立場をとつておるのが一般的だと思ひます。そうならずとも、いまのお話のように、Aという国とBという国が非常に緊密な関係にある、C国からA国が攻撃された、その場合にB国がA国を援助するといふのは、私は非常に危険だと思ひます。むしろA国に対する攻撃は即自国に對する攻撃である、自国の安全を脅かされることであるといつて、ここでA国と一緒に軍事行動を企てること、これがむしろ集団的自衛権の基本的概念だと思ひます。それを援助するといふことになつてくると、これはもうすでに自然権的なものではなしに、援助には当然相手方の意思もあるだろうし、取りきめもあつたらうし、あるいは地球を半回し、取りきめもあつたらうし、それで実はこれがむしろ拡大解釈をされて、アメリカが地球の裏側にあるベトナムを攻撃しておるのか——これはまあ余談になりますけれども、いふにしても法的概念としての五十一条の集団的自衛権といふのは、正当防衛的な自然権である。したがつて、Aが攻撃された場合にBが軍事行動を起すのは、まさにB自国の安全を守るためであるといふふうに解釈するのが、むしろ集団的自衛権の本来

の概念ではないかと思ひますけれども、その点法制局長官は、半分そのような御答弁をなされておると同時に、半分は何か旧集団共同防衛——何と申しますが、条約のような御答弁をなさつておるんですが、どちらでございませうか。
○説明員(吉國一郎君) 外務省から……。
○水口宏三君 いや、憲法概念としてひとつ法制局長官に念を押しておきたいと思ひ、安保条約を言つておるわけではないですか。

○説明員(吉國一郎君) これは国際法上の概念でございますから、外務省条約局長から御説明申し上げた方がいいと思ひまして、いま条約局長を指定したわけでございますが、いまの水口委員のおっしゃる通りに、集団的自衛権の説明のしかたにはいろいろあると思ひます。先ほど私も、AとBが一定の関係にあつて、A国に対して攻撃があつた場合に、B国がこの攻撃に対して兵力を行使するといふことを申しまして——武力を行使すると申しましたが、そういうことで自国に對する攻撃と同じように、その国を防衛するということであらうと思ひます。
それからもう一つ、国際法上の固有の権利だといふことについては、まさに国連憲章に書いてございませうに、固有の権利であると思ひます。その説明のしかたは、まあ刑事法の説明の場合の正当防衛で、これは、自己やまたは他人に対する危害を予防するため、やむを得ざるに出たる行為といふようなことで説明をしておりますが、そのような概念を国際法に取り入れておる、正当防衛権の説明をしておると思ひますので、いま仰せられましたような説明でよろしいんじゃないかと思ひます。

○水口宏三君 それでは、五十一条の集団的自衛権といふことを、これをそとに再確認したいと思ひます。
そこで、この集団的自衛権とわが国とのかかわり合いにつきましては、まず最初に出てまいりますのは、いろいろございませうけれども、サンフランシスコ講和条約の中に、この集団的自衛権に觸

れた部分があるわけなんです。これは私から申し上げるまでもなく、平和条約のこれは五条のC項ですね、五条のC項に「連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する」と、これが一つございませぬ。それから日ソ共同宣言の中にも、相互にこれを持つていふことを相互に確認をいたしましたね。それから私は、一番これが明確になったのは、現在の日米安保条約だと思っております。日米安保条約の中では、私からこれも申し上げるまでもないでございませぬけれども、その前文に「兩國が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し」、そして「よって、次のとおり協定する」とつづまり、集団的自衛権をわが国が持つていふことをお互いに確認し合つて、そして安保条約をつつたんだということを明確にしておるわけですね。少なくとも国連憲章でいう集団的自衛権というものは、サンフランシスコ講和条約、日ソ共同宣言、特に日米安保条約の基礎をなしているところ、こう考えてよろしゅうございませぬか。

○説明員(高島益郎君) ただいま先生が御指摘のとおり、集団的自衛権というのは、国連憲章で初めて各主権国に認められた権利というふうになっておりますが、この点につきまして、先ほど先生御指摘のとおり、平和条約第五〇項に、日本が初めて独立を認められたときに、主権国としてどのような権利を持つていふことを確認をされておられます。安保条約も、したがって、日本が主権国として、当然そのような権利を持つていふことを前提にしまして結ばれたということでございます。

ただ、一つだけ指摘しておきたいと思つておられるのは、日本には集団的自衛権はもろろん主権国としてございませぬけれども、これは憲法第九条の解釈からいたしまして、そのような権利を行使することはできない、これははっきりいたしてお

ます。したがって、この日米安保条約そのものも、第五條をこらんになればおわかりのとおり、つまり相互防衛条約ではなくて、日本が米国の力によって安全を守る、日本は米国の領土防衛をしないというたてまえになっております。この点について、日本が集団的自衛権を行使できないというこの実は裏側の証明にならうかと思つてお

それじゃ防衛庁長官にお伺いしますけれども、防衛庁長官は、憲法上の問題として海外派兵はできないとおっしゃいましたね。しかし現在の憲法のどこにそりうことが書いてあるんですか。○國務大臣(増原憲吉君) この問題はひとつ法制局長官からお答えしたいと思つてお

○説明員(吉國一郎君) これは、憲法九条でなせ日本が自衛権を認められていふか、また、その自衛権を行使して自衛のために必要最小限度の行動をとることを許されていふかというこの説明として、これは前々から、私の三代前の佐藤長官時代から、佐藤、林、高辻と三代の長官時代ずつと同じような説明をいたしておりますが、わが国の憲法九条で、まさに国際紛争解決の手段として武力を行使することを放棄をいたしてお

しかし、その規定があるというところは、国家の固有の権利としての自衛権を否定したものでないというところは、これは先般五月十日なり五月十八日の本院の委員会においても、水口委員もお認めいただいた概念だと思つてお

この国土が他国に侵略をせられたら国民が非常な苦しみにおられるというのを放棄するところまで憲法が命じておるものではない。第十二条からいたしまして、生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他

でございますので、いよいよぎりぎりの最後のところでは、この国土がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない。したがって、この国土が他国の武力によって侵されて国民が塗炭の苦しみにあふがなければならぬ。その直前の段階においては、自衛のために必要な行動はとれ

行なう。したがって、国土を守るというためには、集団的自衛の行動というふうなものも当然許しておるところではない。また、非常に緊密な関係にある国があるとしたとしても、その国の侵略が

容認するぎりぎりのところだという説明をいたしておるわけでございます。そういう意味で、集団的自衛の固有の権利はございませぬ、これは憲法上行使することは許されぬということに相なると思つてお

○水口宏三君 いまの法制局長官の答弁、私最初に申し上げた憲法論と政策論がどうもごっちゃになつておると思つてお

この形勢としての武力の行使は認められているんだと、これまでの外務省の条約局長の話を聞くと、集団的自衛権の行使は認められていないとおっしゃる

けれども、いまの法制局長官の御説明の中で、憲法のどこにそれが全然明確になつていませぬ。自衛権そのものすら不明確なんです。自衛権として認められているあなただ方の解釈で、また、われわれもその解釈しております。むしろ自然権である自衛権そのものの行使の形態を否定したのが九条だ、その解釈する以外に、法制局長官のおっしゃるようには、集団的自衛権は行使できないんだというふうなことは憲法上どこから出てくるんですか。

○説明員(吉國一郎君) お答え申し上げる前に申し上げなさいませぬことは、自衛権というものは、確かに国際法上固有の権利として国連憲章第五十一条においても認められておるところでございます。自衛権といふのはいわば一つの権利でございます。自衛権に、国連憲章で認められる

前には個別的——インディビジュアルというふうな形容詞をつけないで、ライト・オブ・セルフ・ディフェンス——自衛権といふことで、いわば個別的自衛権と申しますか、最近、学者の用いませぬことは個別的自衛権といふものを表現して

いたんだと思つてお

なりませぬ、自衛権といふものは一つで、その

發動の形態がインディビジュアルかコレクティブだという説明をいたしますと、先ほど申し上げましたように、日本の憲法第九条では、先ほどおっしゃいましたように、国際紛争解決の手段として武力の行使を放棄しております、自衛権があるかどうかという問題だと仰せられました。その件につきましては、少なくとも最高裁の砂川判決において自衛権が承認をされております。その自衛権を持つていて、どこまで最高裁の最高裁の判決において支持をされておりますが、これから先が政府の見解と水口委員やなんかの仰せられますような考え方の分かれ道になると思っております。先ほど私が申し上げましたのは、憲法前文なり、憲法第十二条の規定から考えまして、日本は自衛のために最小限の措置をとること

の尊重の問題ですね。別に九条とは直接関係がないと思えます。それはさておきまして、私はいままで、だからそういうことがあろうかと思つてすつと詰めてまわったのであつて、まず第一に海外派兵の問題から入り、海外派兵はできないんだということ、これはまあ早急に具体的な態様を御検討願ひ、五十一條の集団的自衛権というものがまさに正当防衛の自然権であるということについて、これは法制局長官はお認めになつたわけですね。正当防衛のこれは特殊な、つまり自衛権というものを個別

て主張することになります。そして「日本国民は、恒久の平和を念願し、」のあとのほうに「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」というところで、平和主義をうたつておられますけれども、平和主義をうたひまして、武力による侵略のおそれのないような平和社会、平和的な国際社会ということ念願してありますけれども、現実の姿においては、残念ながら全くの平和が実現しているというところは言えないわけでございます。で、その場合に、外国による侵略に

が日本とは別なほかの国が侵略されているというところは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないかということ、また日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が發動するのだ、という説明からそうならなわけでございます。

は許されている。その最小限の措置と申しますのは、説明のしかたとしては、わが国が他国の武力に侵されて、国民がその武力に圧倒されて苦しまなければならぬというところで命じられておるものではない。国が、国土が侵略された場合には、国土を守るため、国民を防衛するために必要措置をとることまでは認められるのだという説明のしかたをしております。その意味で、いわばインディビジュアル・セルフィディフェンスの作用しか認められていないという説明のしかたでございます。仰せのとおり、憲法第九条に自衛権があるとしても、あるいは集団的自衛権がないとも書いてございませぬけれども、憲法第九条のよつて来たるゆえんのところを考へまして、そういう説明をいたしますと、おのずからこの論理の帰結として、いわゆる集団的自衛権は行使できないというところになるというのが私どもの考え方でございます。

ランシスコ条約にも日ソ共同宣言にも、また日米安保条約の基本としてこれは掲げられておるわけですね。その行使しないというの、これは憲法論ではなくて政策論なんです。憲法にそんなことは全然書いてないならば、これはむしろ前文の思想をも強調なさるならば、これはまさに、第九条といふものは自衛権の行使の形態としての武力の行使を禁止したと見るのが常識です。憲法前文に引っかけ、個別的自衛権は武力でもって行使できるが、集団的自衛権は武力で行使できない、自然権を制約するよきな、そういう規定がどこにあるのですか、前文に……。まして十二条、十三条は全然関係ないです。

自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」というところで、個人生命、自由及び幸福追求の権利を非常に重大な価値のあるものとして、第十三条は保障しようとしているわけでございます。そういうことから申しますと、外国の侵略に対して平和的手段、と申せば外交の手段によると思つて、外交の手段で外国の侵略を防ぐということについて万全の努力をいたすべきことは当然でございます。しかし、それによつても外国の侵略が防げないこともあるかもしれない。これは現実の国際社会の姿ではないかということになるかと思つて、その防げなかつた侵略が現実起こつた場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する私どものいままでの解釈の根底でございます。その論理から申しまして、集団的自

衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が日本とは別なほかの国が侵略されているというところは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないかということ、また日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が發動するのだ、という説明からそうならなわけでございます。

○水口宏三君 いまの長官のお答え、何かちよつと……。十二条、十三条とおっしゃいます、十二条、十三条というのとは関係ないんじゃないですか。それはまあいいです。憲法をごらんになつていただくと十二条は自由及び権利の保持、濫用禁止、利用責任の問題である。十三条は個人

○説明員(吉國一朗君) 先ほど憲法第十三条と申上げましたが、その前に、前文の中に一つ、その前文の第二文と申しますか、第二段目でございますが、「日本国民は、恒久の平和を念願し、」云々というところがございます。それからその第一段に、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、」というところ、この憲法を制定いたしました、さらに憲法第九条の規定を設けたわけでございます。その平和主義の精神というものが憲法の第一原理だということ、これはもうあらゆる学者のみんな一致し

○水口宏三君 それは後半は政策論ではないですか。憲法上ですね、そういうことを明確に規定している条文はどこかということをお私は何つているのです。むしろこれには二つの根拠があつて、国連憲章五十一條から出てくる自然権、正当防衛の自然権としての集団的自衛権という概念と、それから日本国憲法第九条から出てくる、あなたの方のおっしゃる自衛権という概念と、その概念が異なるけれども、常に政策論でもってそこをつながなければならぬなるわけですね。たとへば先ほどのお話の、明らかに日本に向かって艦隊が攻めてくる場合には当然これを迎撃する。だからこれはもう集団的自衛権といふものとまさに密接な関係——その国が侵されることは日本の安全が脅かされるという、つまり日本の安全が脅かされるというの、まさに日本国民の生命、財産が脅かされるということですよ。それで、長官、日本の安全が脅かされるというところは、そういう場合にのみ正当防衛的な自然権として集団的自衛権を認めているのであつて、それを何か個別的自衛権と集団的自衛権とは全く別な概念であつて、それを何か政策的につないで第十三条を間に入れるなどというのとはちよつと、それは、法律論じゃないですよ、それは、明確にしてください、そこのこと。

○説明員(吉國一朗君) 政策論として申し上げておるわけではなくて、第九条の解釈として自衛のため必要な措置をとり得るといふ説明のしかた——先ほど何回も申し上げましたが、その論理では、わが国の国土が侵されて、その結果国民の生

命、自由及び幸福追求に関する権利が侵されることがないようにする、そのないようにするというのには非常に手前の段階で、昔の自衛権なり生命線なんていう説明は、そういう説明でございまして、わが国の国民の生命、財産が脅かされるまじやうな自衛というのには最小限度の問題でございまして、いよいよ日本が侵されるという段階になつて初めて自衛のための自衛権が発動できるという、自衛のための措置がとり得るということでございますので、かりにわが国と緊密な関係にある国があつたとして、その国が侵略をされたとしても、まだわが国に對する侵略が生じていない、わが国に對する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだということからいたしまして、集團的自衛のための行動はとれないと、これは私ども政治論として申し上げておきたいわけでなく、憲法第九条の法理的な憲法的な解釈として考へておるわけでございまして。

○水口宏三君 納得できませんね。わが国と緊密な関係にあるというところは、たとえばアメリカと非常に緊密な関係がありますね。ジャマカがどこかの国から攻撃されたからといって、直ちにわが国の安全は脅かされません。それで、直ちにわが国の安全は脅かされません。それで、直ちにわが国に對する侵略が生じて初めて自衛のための措置をとり得るのだということからいたしまして、集團的自衛のための行動はとれないと、これは私ども政治論として申し上げておきたいわけでなく、憲法第九条の法理的な憲法的な解釈として考へておるわけでございまして。

○水口宏三君 納得できませんね。わが国と緊密な関係にあるというところは、たとえばアメリカと非常に緊密な関係がありますね。ジャマカがどこかの国から攻撃されたからといって、直ちにわが国の安全は脅かされません。それで、直ちにわが国に對する侵略が生じて初めて自衛のための措置をとり得るのだということからいたしまして、集團的自衛のための行動はとれないと、これは私ども政治論として申し上げておきたいわけでなく、憲法第九条の法理的な憲法的な解釈として考へておるわけでございまして。

うしてそこが結びつきますか。だから法制局長官は密接な関係というところばでございまして、密接な関係というのには政治的に密接である、経済的に密接であるという意味じゃないですよ。まさにわが国民の生命、財産に影響を与えるか否かといふことは、これは正当防衛的な自然権として成立するんじゃないかというわけじゃないですか。○説明員(吉國一郎君) 私が密接と申し上げました、密接というところばを申して申し上げたつもりでございます。たまたまわが国と非常に緊密な関係がある国があつたとしても、その国に對する攻撃があつたからといって、日本の自衛権を発動することはできないという意味で、密接のことばを使つたわけでございます。いま水口委員の仰せられますように、わが国と安全保障上と申しますか、國家の防衛上緊密な関係にあるその国が攻められることは、日本の國が攻められると同じだといふような意味の考へ方はしておりません。

○水口宏三君 そうすると、集團的自衛権というのは拡大されるわけですか。私はむしろ、先ほど申し上げた憲法調査会の論議を見ても、正当防衛の自然権として、これを一応國際的にも、また憲法調査会の中での論議でもそれを大体認めておるわけですね。正当防衛の自然権といふものは集團的自衛権に該当し得るということば、これは明らかにわが国民の生命、財産、このやうなものが脅かされるという前提でなければ、これは私は発動できないだらうと思つておる。ただ密接さといふことばにはいろいろな密接さがあると思つて、そうではなくて、この場合は、まさにAという國が攻撃されることばわが國の國民の生命、財産を脅かされることば、あなたさらに拡大して、そういう意味で言つたのじゃないのだというふうになつてきたら、どこでも軍事同盟を結んで戦争できるじゃないですか。

○説明員(吉國一郎君) 國際法上の觀念としての集團的自衛権、集團的自衛のための行動といふやうなもの、その説明として、A國とB國との關係が

一定の緊密な關係にあつて、そのA國とB國が共同防衛のための取りきめをして、そしてA國なりB國なりが攻められた場合に、今度は逆にB國なりA國なりが自國が攻撃されたと同様として武力を行使する、その侵略に對して、そういう説明は、國際法上の問題としてはいま水口委員の仰せられましたとおりだと思つておる。ただ日本は、わが國は憲法第九条の戦争放棄の規定によつて、他國の防衛までをやるということば、どうして憲法九条をいかに認んでも認められない、ということば、平たく申せばどういふことだらうと思つておる。憲法九条は戦争放棄の規定ではございませぬけれども、その規定から言つて、先ほど来何回も同じやうな答弁を繰り返して恐縮でございませぬけれども、わが國が侵略をされてわが國民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるというときに、この自衛を防衛するために必要な措置をとるといふのは、憲法九条でかろうじて認められる自衛のための行動だといふことばでございまして、他國の侵略を自國に對する侵略と同じやうに考へて、それに對して、その他國が侵略されたのに對して、その侵略を排除するための措置をとるといふことば、憲法九条では容認してはおりないといふ考へ方でございまして。

○水口宏三君 どうも法制局長官の御答弁はときどき変わるのですけれども、他國の防衛なんかと私いつ言いました。他國の防衛なんことば、これはもう集團的自衛権に絶対入らないのです、初めから。何回も私申し上げておるでして、これは憲法調査会でも言つておるやうに、自國にとつての正当防衛の自然権なのです。どういふ場合が成立するのですか、自國の國民の生命、財産が脅かされる場合に、これに對して行動起こす、これがまさに正当防衛の自然権じゃないですか、それを他國の防衛のために集團的自衛権を発動するのはおかしい。これは初めから集團的自衛権から逸脱しているのです。私が申し上げておるは、そういう状況において集團的自衛権が発動できないという憲法上の規定がないではないか。

○水口宏三君 どうも法制局長官の御答弁はときどき変わるのですけれども、他國の防衛なんかと私いつ言いました。他國の防衛なんことば、これはもう集團的自衛権に絶対入らないのです、初めから。何回も私申し上げておるでして、これは憲法調査会でも言つておるやうに、自國にとつての正当防衛の自然権なのです。どういふ場合が成立するのですか、自國の國民の生命、財産が脅かされる場合に、これに對して行動起こす、これがまさに正当防衛の自然権じゃないですか、それを他國の防衛のために集團的自衛権を発動するのはおかしい。これは初めから集團的自衛権から逸脱しているのです。私が申し上げておるは、そういう状況において集團的自衛権が発動できないという憲法上の規定がないではないか。

あなた方は第九条の解釈、ことに前文についてつきあつたおつしやいましたけれども、前文は宣言的なものであつて、残念ながらこのおつしやいない、このおつしやいないから第九条で自衛権の発動もやむを得ないのだ、そういうことをおつしやつておる。自衛権の発動、武力行使の形態もやむを得ないのだといふことをおつしやつておる。しかも集團的自衛権といふのはまさにそれに該当するではないか。何も初めから二つ自衛権があるのではない、自衛権といふのは一つです。しかもそれはあくまで自國の國民の生命、財産が脅かされた場合、これを守るための自然権である。これを私はむしろ憲法上の、あるいは國連憲章上の基本的解釈だといふことは、だからこそ前に念を押した上でこの論議を進めておるのです。ときどきお答えになる。わが國は他國の防衛のために出ていかない、そんなこととはあたりまえのことですよ、一言もそんなことは言っていない。いかがですか。

○説明員(吉國一郎君) 先ほどの、他國を防衛するといふことばは、これはけしからぬといふお話ですが、集團的自衛権と申しますのは、さつき申しましたやうに、A國とB國がわが國に對する侵略をなすとして緊密な關係にあつて、相互に防衛をするといふことを取りきめをするといふ關係にあつた場合、A國に對する侵略があつた場合にB國がそのA國に對する侵略は自國に對する攻撃と同視して、その侵略に對して武力を行使するといふことばでございまして、まあ簡単に比較的に、他國を防衛するといふことばを申したわけでありまして、刑事法上の正当防衛の觀念を、正当防衛権と申しますか、正当防衛の觀念を國際法上取り入れて、國際法上の權利として自衛の權利を説明するの用に用いたといふ説明を、先ほど私申し上げました。その觀念を変えたつもりは全くございませぬ。

○水口宏三君 それは法制局長官、非常に大きなミスをしていらつしやるのじゃないですか。大體、集團的自衛権の場合に、あらかじめA國とB

国が取りきめを行なう。このことはむしろ一般的には五十一条の集団的自衛権の拡大解釈であるといわれているので、これは五十一条は、私が言うまでもなく、急迫不正の侵略が行なわれた場合です。その場合に自然権として発動されるものであって、その場合に自然権として発動されるものではない。これは、全然関係ないです。それを拡張して現在不必要に取りきめを行なっているところに問題があるのじゃないですか。どこに取りきめなんという規定がありますか、五十一条に、だからこれを自然権といわれているのじゃないですか。

○説明員(吉國一郎君) 私が取りきめと申しましたのは、取りきめが絶対なければいけないということでももちろんないと思います。ただ、その取りきめも何もなしに、そのA国とB国がそういう関係にあった場合に、A国が侵略されたというのでB国が当然にそれを助けるというものではなくて、その場合には事前の段階でA国の要請なり、あるいはA国の承認が要するのだからと思います。そういうものを、一般的には取りきめという形です。事前に合法化するというか、合理化するというか、これを一般普通の場合にはこうだということに申し上げたいです。

もう一つは、取りきめさえあればいいということではございませんで、A国とB国とが防衛上緊密な関係になければならぬ。先ほどおあげになりました。非常に地球の反対側にあるような遠隔の地との間にも、取りきめさえあればいいというよりなことになるというふうなお話がございましたけれども、そういうものが容認されるということは私は考えておりません。

○水口宏三君 それでもなおかつこの五十一条の解釈として、取りきめがあるときはもちろん論外です。明示の要請があった場合に限るかどうかというところ、これはいままで確定しておりません。むしろこれは自然権である以上、明示の要請を必要としないという解釈のほうが一般解釈だと思っております。これはなぜかといえは、A国に

とってはB国に対する攻撃が自国の国民の生命、財産を脅かすものとみた場合に、これはA国が出ているというところは、まさに自衛権の発動だからB国からの明示の要請がなくてもいいのだという解釈のほう、むしろ私は一般的自然権としての解釈だと思えます。それをあなたの場合は、明示の要請がなければいかにぬとおっしゃるけれども、それはそういう解釈にお立ちになっているのですか。

○説明員(吉國一郎君) これは国際法の問題で、私それほど専攻したわけではございませんで、あるいは条約局長から補正してもらったほうがいいかと思いますが、大体の大かたの学説では、そういうことであつたと、私いまの記憶では考えております。

それから、ついでと申しては恐縮でございますけれども、たとえばケルゼンのような学者は、コレクティブ・セルフディフェンス・ライイトというものについて、自衛権の概念に入れることは、もともと無理だというふうな説明をしている学者も、ええあることをつけ加えておきます。

○水口宏三君 いまいいことをおっしゃった。そこで私は、まさに集団的自衛権が乱用されているところに問題がある。大体、集団的自衛権という概念が、本来の国連憲章のサンフランシスコの原案にはございせんから、これはダンパー・オーキス会議ですか、あそこで初めてアメリカ側から入れられ、五十三条の旧敵国の文言がソ連側から入れられたというの、私が申し上げるまでもないことだと思います。そういう意味で、集団的自衛権というものは、初めから非常にあいまいなものであるが、少なくとも法的解釈としては、正当防衛に関する自然権であるというのがいま確立されている。それを前提にして、日米安保条約が締結されているにもかかわらず、あえて日本は集団的自衛権を行使しないというの、これはまさに政策論じゃないですか。法律論じゃないです。この点、条約局長いかがですか。

○説明員(吉國一郎君) 私の、これはお答えと申し上げるより釈明したいなものでございますが、

平和条約の五条のC項でございませうか、と安保条約の前文、日ソ共同宣言で、わが国が自衛権を保持しているというところは確認をしております。その自衛権には、形容詞がついておりまして、個別及集団的自衛の固有の権利があるということ、条約上たわわれておりましたが、これは国際法上の問題として、日本が自衛権を持つていて、その自衛権というのが個別及び集団的のものであるというところを国際法上たわわつたわけでございます。憲法上どうい権利の行使については、まだ別途措置をしなければならぬ。憲法ではわが国は、わが集団的自衛の権利の行使については、自己抑制をしておりますと申します。日本国の国内法として憲法第九条の規定が容認しているのは、個別自衛権の発動としての自衛行動だけだということ、これが私の考え方、これは政策論として申し上げておられるわけではなくて、法律論として申し上げておられるわけでは、法律論として、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を伺うも申し上げましたが、あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるというのが自衛行動だということ、これは憲法の認めるところではないという法律論として説明をしております。

○水口宏三君 それじゃ、まあこの問題はまた何か機会がありますから、これ以上論争してもしかなかったらと思います。ただ、私が申し上げたいのは、集団的自衛権に対する解釈について法制局長官がしばしばこれをお交えになってきています。さつき申し上げた正当防衛の自然権であるという立場に立つて、この場合の解釈は、まさに日本国民の生命、財産が脅かされるような状況というものは、これが正当防衛のための自然権であるとするれば、どこかの国がある艦隊を率いて日本を攻撃する場合と、当然Bという国を通じて日本を攻撃する場合とあるでしょう。そういう場合、Bが攻撃されることは即わが国の国民の生命、財産を脅かされると思つて、これに対して防衛するのだ、

これが集団的自衛権だというふうに解釈するのなら、これは私はどうも妥当なような気がいたしますが、これ以上論争いたしません。

ただし、ここで、もしも法制局長官がおっしゃるように、憲法上集団的自衛権というものの行使が禁止されているという解釈にお立ちになるなら、何で日米安保条約の前文に、権利を有することを確認し、次のとおり協定するといふような条項が入ってくるのですか。これは明らかに放棄しているものなら、日本が集団的自衛権を持つていないといふことを前文に明記すべきではないですか。

○説明員(高島益郎君) これはサンフランシスコ平和条約をはじめ、ほかの文書にもございませうけれども、日本が主権国としてどうい権利を持つておられるか、これを確認しただけのことでございます。まして、安保条約そのものの中では、そのような意味での集団的自衛権は日本は行使できないということ、これを前提に全体が起草されておりました。と申しますのは、先ほどおっしゃる通り申し上げたけれども、日米安保条約というものは、いわゆる安保条約の中では非常に特殊な条約でございます。相互防衛条約になっておられない。それはまさに日本に集団的自衛権を行使することができない憲法上の制約があるからそうなっているというところでございます。前文は、何回も申しますけれども、他の平和条約その他の文書と同じように、日本が主権国家として当然持っていることをここに確認したということだけの意味でございます。

○水口宏三君 それは条約局長、サンフランシスコ条約をお読みになってごらんないですか。これは日本がみずからの意思でもってやつたのじゃないのです。つまり講和する相手国が日本にそういうものを認めるという、許容するといふことにすぎない。日本から何ら積極的にそれについて意思表示をしていないのです。日ソ共同宣言の場合もソ連は日本に、日本はソ連に認めているのです。ところが安保条約だけは、相互に持っていることを、両国が固有に持っている、これを確認してい

るんですね。相互に面々が持っていることを確認しているんですよ。だから、サンフランシスコ条約、日ソ共同宣言から見ると、これは明らかに日本が集団的自衛権を持っている、しかもその行使について何ら前文には制限をうたっていないんですね。とすれば、これはまあ当然いまままでの自然権としての集団的自衛権の行使というものを安条約では禁止しているんだということには全然ならないと思います。結局、いまままでの条約をすべて羅列してきて安条約へきて、ついにこれらも相互にお互いが持っていることを確認し合っただけですね。それでどうして日本だけが集団的自衛権を放棄するなんということが出てくるんですか。

○説明員(高島益郎君) それは、先ほどから吉岡長官が御答弁しておられますとおり、憲法の自己抑制というのをごさいますして、日本には集団的自衛権はあるけれどもこれを行使できない、そういうたてまえで安条約ができておるといふことを申しておるわけでございます。

○水口宏三君 それでは、私も一回。あとで統一見解を伺いたいんですが、さういふけれども、どうもいまままでの御答弁を伺っていると、少なくとも国連憲章五十一条の集団的自衛権に対する一般的な概念、日本国憲法第九条に対する解釈、これを法制局長官は十三条までお加えになった、あるいは憲法の前文まで引用なされた、それらを含めて、何で憲法第九条というものが集団的自衛権の行使を——を自己抑制とおっしゃっているが、禁止でしよう、禁止しているのを見ていいんでしよう——禁止しているのか、その点をもう少し文書で明確にさせていただきたい。いまままでの論議では納得できないんです。いま申し上げたような五十一条における集団的自衛権というものの概念、それから憲法前文、九条、十三条、それから日米安保条約、これらを含めて、日本が集団的自衛権の行使を憲法上禁止されているということをもう少し国民にわかりやすく言っていたらいいんでないか。おそらくきよりの論議を聞いて国民は何が何だかわからないわけですね、このままでは、自己抑制だなんて——自己抑制というのには、私非常に主観的なものであって、だから当然憲法論議である以上、それは解釈の相違もございまして、これは単なる解釈の問題ではないと思っております。その点明確にひとつ文書でもって御回答いただきたいんでございまして、増原防衛庁長官、いかがでしょうか。

○国務大臣(増原憲吉君) なお、御趣旨をよく承りましたので、検討いたしましてお答えをいたします。

この際申して恐縮ですが、先ほど海外派兵の統一解釈と申しますか、一週間ぐらいと申しましたものが、いままお話を聞いておいて、これは両者まことに一体のものでございまして、約一カ月ぐらいの御猶予をいただきたいということで、解釈を申し上げる……。文書をもってやることはよろしゅうございまして。文書でお答えをさせていただきますことにいたします。

○水口宏三君 そすれば、これを何らのちよつとあまり意味がなくなるのでございましてけれども、日米共同声明の例の韓国条項と台湾条項でございまして、これはまさに日本の自衛とは全く無関係である、自衛権の行使とは無関係であると解釈してよろしいんでございまして。増原防衛庁長官。

○説明員(高島益郎君) 先ほどから申しておりましたとおり、日本は集団的自衛権を行使することができないというたてまえでございまして、韓国であらうとどこであらうと、外国との関係におきまして、日本の持ついわゆる個別的な自衛権との関係では何ら関係はございません。

○水口宏三君 いやいや、個別的な自衛権とは関係がないかわかりませんが、私が申し上げるのは、少なくとも日米共同声明の中では、韓国の安全は日本の安全と非常に緊密な関係にあるということが書かれてあります。韓国に——日本の攻撃する意図を明らかに持ったと思われるどこの国の軍隊が、韓国を軍事攻撃し、韓国を占領

する。それは日本にとつての非常な脅威でございまして。そういう場合であっても、集団的自衛権の行使は行なわれない、そう解釈してよろしいんでございまして。

○説明員(高島益郎君) 確かに先生の御指摘のような事態は、非常に日本にとつても脅威であろうかと思っております。しかし、これに対処する日本の行為としては、集団的自衛権は行使できないというところは、確固たる立場でございまして。

○水口宏三君 それでは、一応海外派兵の問題につきましては、いまの統一解釈を伺った上でまた論議をいたしたいと思っております。その上で、日本が集団的自衛権の行使を行なわれないということ前提にして、今度の四次防衛につきまして防衛庁の原案がつけられて、いま国会会議でも関係閣僚会議でも——きょうも何か御審議なされたらうでございましてけれども、新聞等を見ますと、増原防衛庁長官は五次防衛から六次防衛まで何か考えていらつしやるらしいんでございましてけれども、一言で言って四次防衛の骨子と今後の見通しをございまして、これをあらためて——これはもう時間がございますので、要点だけぜひひとつここで御意見を承りたいんです。この場合に、できまじらば、これまで非常に論議されました中會根柢想と異なる点あるいはこの前の衆議院の内閣委員会でも問題になった防衛力の限界等も含めて、現在の四次防衛というものの位置づけ、それから大體本格的な要点、性格、そつちを、概略でつけようでございましてからお示し願いたいと思っております。

○国務大臣(増原憲吉君) 四次防衛の性格、位置づけ、これはいま御質問にありました四次防衛原案、いわゆる中會根柢想というものの関係において申し上げたほうがわかりやすいように思っておりますが、防衛庁原案は昭和四十七年度を初年度といたしまして五年間の計画であります。これは十年後のいわゆる防衛上の状態を想定をしまして、これに對処をする、これはもう背景に日米安保条

約というものがあつてあります。これに對処をするというこの防衛力を一応検討、想定をいたし、その防衛力と見合つて五年間の第四次防衛力整備計画をつくつたという性格のものであります。これが昨年来の原案作成以来の、いろいろの経過に基づきまして一つの大きな経過は、ニクソン大統領の訪中すなわち極東における緊張の緩和、これはさらさら訪中だけの問題でなく、極東における緊張緩和というふうな傾向も若干出ていることは御承知のとおりでございまして、そういうこと、いわゆるニクソン・ショック、ドル・ショックといふもの、これによりまして日本の経済財政の見積りもダウンというふうなものが一つあつたと思つてございまして。それと、手続上四次防衛策定ということが、いろいろの理由はありましたが順調に進みません。四十七年度を初年度として決定するということもございまして、四十七年度に至る前に国会会議で決定することができないということになりました。したがってこれは三次防衛の場合にも大綱というものをつくりまして、四次防衛の大綱をつくるにございまして、その大綱をつくりまして、原案にありました構想、十年先の一つの防衛力を考えた上で四次防衛を策定するといふ考え方は取りやめまして、いまままで一次防衛、二次防衛、三次防衛、この三次防衛の持つておりました国防の基本方針にのつてまいりました防衛力の整備、この三次防衛における整備の大綱その他に示しております整備の方向に、それを踏襲するといふんです。そういう方針で防衛力を整備をしていくという形で、四次防衛の大綱がきめられたということもございまして。四次防衛を正式にきめられたというには、主要項目をいまままでのそれによつてきめなければならぬのであります。これがその後手順よくきまらないうで、二月七日に、夏以降四次防衛を決定する、策定するということでありましたが、六月三十日に、